

## 競争参加者の資格に関する公示

多機能な複合防衛拠点に係る基本検討に係る共同体としての競争参加者の資格（以下「共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和7年6月24日

防衛省整備計画局  
建設制度官 上谷 康晴

### 1 業務概要

- (1) 業務名 多機能な複合防衛拠点に係る基本検討
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

### 2 申請の時期

公示日から令和7年7月8日までの行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、10時から18時まで。ただし、12時から13時までの間を除く。最終日は12時までとする。

なお、令和7年7月8日以降（行政機関の休日を除く。）、当該業務に係る技術提案書の提出の時まで随時、受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

### 3 申請の方法

#### (1) 担当部局

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 D棟5F  
防衛省整備計画局建設制度官  
TEL 03-3268-3111（内線36444、36448又は36435）  
メールアドレス shikakushinsa@ext.mod.go.jp

#### (2) 申請書の提出方法

申請者は、競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という）に共同体協定書（下記4(4)の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）又は電子メールにより提出すること。

なお、申請書を電子メール以外の方法により提出する場合は、返信用として、表に申請者の住所・氏名を記載し、切手を貼付した定形型封筒を併せて提出すること。

提出場所は、(1)に示す申請書の交付場所に同じ。

#### (3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

### 4 共同体としての資格及び審査

次に掲げる条件を満たさない共同体については、共同体としての資格がないと決定

する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 防衛省における令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、共同体の代表者は、測量・建設コンサルタント等業務の「土木」に係る「A」の格付を受け、共同体の代表者以外の構成員は、測量・建設コンサルタント等業務の「土木」、「建築」、「電気」、「機械」又は「通信」のいずれかに係る「A」の格付を受けていること。

また、それぞれが単体として北関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

ウ 北関東防衛局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 競争参加者の資格に関する公示（令和6年10月1日付防衛省整備計画局建設制度官公示）4(2)に該当しないものであること。

(2) 業務形態

ア 構成員の分担業務が、業務の内容により、共同体協定書において明らかであること。

イ 一の分担業務を複数の企業が共同して実施していないことが、共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、共同体協定書において明らかであること。

(4) 共同体協定書

共同体協定書が、上記3(1)の担当部局において交付する所定の様式によるものであること。

5 競争参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む共同体の取扱い

上記4(1)イの決定を受けていない者を構成員に含む共同体も上記2及び3により申請をすることができる。この場合において、共同体としての資格が決定されるためには、上記4(1)イの決定を受けていない構成員が上記4(1)イの決定を受けることが必要である。また、この場合において、上記4(1)イの決定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに上記4(1)イの決定を受けていないときは、共同体としての資格がないと決定する。

6 資格審査の結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

上記6の共同体としての資格の有効期間は、共同体としての資格の決定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

- (1) 共同体の名称は、「多機能な複合防衛拠点に係る基本検討〇〇・〇〇共同体」とする。
- (2) 当該業務の受注者を特定する手続に参加するためには、技術提案書の提出の時に  
おいて、共同体としての資格の決定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザ  
ル方式に係る手続開始の公示」（令和7年6月24日付 分任支出負担行為担当官  
防衛省整備計画局建設制度官）に示すところにより技術提案書の提出者として選  
定されていなければならない。